

政策所管部局	官房秘書課		評価実施主体	官房秘書課	
施策等の名称	広報活動の推進				
目 標	基本目標	基本法制に関する国民の理解を増進させ、法を尊重する思想の普及を図る。		指 標	<p>結果指標</p> <p>配布用広報資料配布準備数、ホームページ改訂件数及び法の日週間における各種啓発行事の実施件数</p> <p>中間成果指標</p> <p>配布用広報資料配布数、中学生等による法務省見学の受入数、ホームページアクセス件数及び法の日週間における各種啓発行事参加人員</p>
	達成目標	<p>広報活動を活発に行う。</p> <p>魅力あるホームページを作成する。</p> <p>「法の日」週間の行事を積極的に実施する。</p>			
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法や刑法などの法務省が所管する各種法令は、民主主義及び法治国家の基盤である法秩序を維持・確保し、国民の権利を保全する上で不可欠な基本法制である。 ・ これら基本法制に関する国民の理解不足は、法を尊重する意識を低下させ、国民同士の権利侵害事案の多発（治安悪化）等の社会秩序の動揺を招く大きな要因の一つとなることは明らかである。 ・ また、近年における社会・経済情勢の変化や国民の意識の多様化などに伴い、基本法制の果たす役割は一層重要になるとともに、その時代に適合した見直しが随時進められているところであり、基本法制に関する国民の理解増進に係る必要性は、近年著しく増大している。 ・ 法務省は、治安悪化を懸念する国民世論の高まりにかんがみ、さらには必要な検討や見直しが進む基本法制について、その理解不足を原因とした混乱の発生を未然に防止するため、国民に対し、現行基本法制に関する情報を多方向から随時提供することにより、その理解を増進させる施策を講じる必要がある。 ・ しかしながら、国民が基本法制に関する理解を増進するための機会自体が、現状においては十分に用意されているとは言い難い状況にあることから、まずは、国民が基本法制に関する理解を増進するための機会の充実化を図る施策こそが重要であると考え、達成目標を『広報活動を活発に行う。』、『魅力あるホームページを作成する。』及び『「法の日」週間の行事を積極的に実施する。』とした。 ・ なお、上記施策の成果が、基本目標の最終成果に直接結びつくとは当然言い難く、また、基本目標の効果測定自体が、最終的には国民世論調査等を必要とする極めて困難なものであることから、平成13年度については、「基本法制に関する理解を増進する機会に参加する国民数の増加」を中間目標として設定し、実績評価が可能な指標について評価を実施することとした。 				
目標達成に影響	特になし。				

<p>響を及ぼす可能性がある外部要因</p>	
<p>見直しの有無</p>	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>
<p>評価結果</p>	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 達成目標に則した各種施策の実施実績等を効果測定指標とし，昨年度諸実績と比較することで評価を実施した。 なお，各種施策実施に係る平成13年度と平成12年度の予算規模に変化はない。 おって，平成14年度は，「基本法制に関する理解を増進する機会に参加する国民数の増加」及び「基本法制に関する理解を増進する機会に参加した国民が，基本法制に関する理解を深め，法を尊重する思想を涵養する」の2点を中間目標とし評価を行うため，法務省見学者，ホームページアクセス者等に対し，基本法制に関する理解度を測るアンケート等を実施することについて検討中である。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>(1) 広報資料の発行 マスコミや国民から法務行政に係る問い合わせがあった際，広報室において希望に応じ配布する広報用資料について，平成12年度の311種から44種増加して平成13年度は355種を準備し，希望者に対する積極配布に努めた。</p> <p>(2) 法務省見学の実施 修学旅行の企画等を斡旋する旅行会社から職場見学等の受入の可否に係る照会に対し，積極的に受け入れる旨回答するなどして，法務省見学を積極的に受け入れる姿勢を対外的に明らかにした。 なお，中学生等による法務省見学への広報室の対応内容は以下のとおりである。 おって，同見学の成果として，中学生等から見学後の感想が広報室あて送付されている。</p> <p>【法務省見学への対応】 法務省の業務に係る概要説明（我が国の基本法制について説明し，理解を増進させる。） 情報公開室の見学及び業務説明 法務史料展示室の見学（法の歴史に関する説明を通じ，法を尊重する意識の涵養を図る。）</p> <p>(3) ホームページの改訂 国民の法務行政への理解向上を図るため，ホームページの内容については随時見直すこととし，最新情報の速やかな掲載とホームページ閲覧者が法務行政をより身近に感じるように分かりやすく見やすい画面作りに努めることとし，積極的にホームページの改訂を実施した（平成12年度398回，平成13年度858回）</p> <p>(4) 法の日週間における各種行事実施数 法の日週間とは，法を尊重し，法によって基本的権利を擁護し，法によって社会秩</p>

序を確立する精神を高めることを目的として、法務省と最高裁判所及び日本弁護士連合会が合同で10月1日の「法の日」から始まる1週間にわたり、法に係る各種啓発行事を開催するものである。

なお、平成13年の法の日週間においては、啓発活動の活発化について全国の検察庁・法務局を指導し、以下のとおり、各種啓発行事を大幅に増加して実施した。

- ・無料法律相談所開設件数

(平成12年度：1,184件、平成13年度：1,322件)

【行事实施目的】

国民が基本法制をより身近に感じるよう啓発に努めるとともに法を尊重する意識の涵養を図る。

- ・座談会・講演会実施件数(平成12年度：35件、平成13年度：42件)

【行事实施目的】

同上

4 評価及び今後の課題

(1) 評価(中間目標に係る評価)

【広報活動の活発な実施】

各種施策の中間成果(広報資料配布数及び中学生等による法務省見学受入件数)について、昨年度実績と比較し、効果測定することとした。

- ・広報用資料の配布数 平成12年度比 約36%増
(平成12年度：約9,500部、平成13年度：約12,900部)
- ・中学生等による法務省見学受入件数 平成12年度比 約72%増
(平成12年度：49団体、平成13年度84団体)

【魅力あるホームページの作成】

ホームページ改定に係る中間成果(ホームページアクセス件数)について、昨年度実績と比較し、効果測定することとした。

- ・ホームページアクセス件数 平成12年度比 約37%増
(平成12年度：1,300,406件、平成13年度：1,775,006件)

【「法の日」週間行事の積極的实施】

検察庁・法務局各庁における啓発行事の積極的实施に係る中間成果(啓発行事への参加人員)について、昨年度実績と比較し、効果測定することとした。

- ・各種啓発行事への一般国民参加人員 平成12年度比 約25%増
(平成12年度：約21,300人、平成13年度：約26,700人)

(2) 今後の課題

平成13年度については、「基本法制に関する理解を増進する機会に参加した国民数の増加」を中間目標として設定し、各種施策を講じたところ、前年度比で大きくその目標を達成したところであるが、前述のとおり、基本目標達成に当たっては、さらに上位の中間目標を設定し、効果測定のための新たな施策を講じる必要がある。

また、基本目標達成に関しては各種様々な外部要因が想定されるにも関わらず、平成13年度の評価においては、それら要因の分析がほとんど未実施であったため、平成14年度評価に向け外部要因の分析作業を鋭意進めることとしたい。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

今後とも、平成13年度において実施した施策を継続して推進する。

2 今後の予定

(1) 法務省見学希望者の増加を期する「より魅力的な見学対応」を実現するため、法務

	<p>省見学者に対する見学対応の在り方に係る要望等のアンケートの実施について、検討中である。</p> <p>(2) 魅力ある法務省ホームページの実現を目指す施策として、法務省ホームページ上の子ども向けサイト「キッズページ」の新規開設を検討中である。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
備 考	

政策所管部局	官房人事課	評価実施主体	官房人事課
施策等の名称	司法試験に関する広報活動の推進		
目 標	基本目標 国民が司法試験に関し，知りたい情報をいつでも迅速に入手することができる環境を整備すること。	指 標	司法試験に関する情報を掲載したホームページのアクセス件数 同ホームページにおいて，合格発表日の掲示と同日に合格発表の情報提供を行っていることから，同日の合格発表場所への来場者数の推移 国民のニーズの内容を把握し，ホームページが国民のニーズに応えられているかどうかを判断するため及び本施策の今後の改善点を検討するための材料とするため，同ホームページのEメール等に送られてきた照会，意見等及びその受理件数等
達成目標 司法試験に関する情報についての法務省ホームページの内容を，国民のニーズに十分対応したものにする。			
基本的考え方	<p>最近における，自己責任原則に基づく事後チェック型社会への急激な転換に伴い，国民の権利の擁護，社会秩序の維持等司法の重要性が増しており，司法分野を支える法曹になるための資格試験である司法試験については，司法制度改革審議会意見を踏まえ，法科大学院を中核とする法曹養成制度の創設とこれに伴う司法試験法の改正等について，司法制度改革推進本部において，関係法案を提出するなどの大幅な改革が検討されているところであり，同試験の現状や今後の在り方に対する国民の期待や関心も高い状況にある。</p> <p>このような中，国民からの問い合わせにおいて，過去の試験問題，正解及び受験案内など，情報量が膨大な情報の提供に対するニーズがある一方で，司法試験管理委員会の庶務事務を担当する人事課の人的及び予算的資源には制約があることから，比較的成本効率がよいインターネットを利用することにより，より効果的・効率的な情報提供を行う。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>平成13年現在，国民のインターネット利用人口の推計値は約4,000万人ともいわれており，急速に普及しているものの，テレビ，新聞等と比べると国民への普及度はいまだ低い。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期</p> <p>平成14年6月30日（平成13年度の実績評価は，平成14年度司法試験第二次試験の実実施計画及び出願期間等が平成13年度内であることから，同試験短答式試験の合格発表後をもって評価時期とした。）</p>		

2 評価方法

司法試験に関するホームページの内容が、国民のニーズに十分対応しているかどうかを直接的に測るためには、国民に対する満足度の調査を実施し、その結果が反映されるような評価方法を設定する必要があるが、評価初年度にあたる本年度においては、そのような調査を実施することは困難であるため、同試験に関する情報を掲載したホームページのアクセス件数、ホームページにおいて、合格発表日の掲示と同日に合格発表の情報提供を行っていることから、同日の合格発表場所への来場者数の推移及びホームページのEメール等に送られてきた照会・意見、その受理件数等を調査し、国民のニーズの内容を把握し、ホームページが国民のニーズに応えられているかどうかを判断することに加え、本施策の今後の改善点を検討するための材料とし、目標及び実施状況の評価を行う。

3 平成13年度に講じた施策

評価期間内のホームページの概要

(1) 新規に掲載したもの

司法試験第一次試験合否判定方法・基準及び試験科目別配点

司法試験第二次試験成績の本人通知の拡充及び合否判定等に関する情報の公表について

平成12年度司法試験第二次試験論文式試験における過誤について

第二次試験短答式試験問題

第二次試験論文式試験問題

平成14年度司法試験第一次試験一般教育科目試験（短答式）模範解答例等

平成13年度司法試験第二次試験短答式試験正解等

平成13年度の「司法試験用法文」に登載する法令名について

平成13年度司法試験第二次試験口述試験に関するお知らせ

平成14年度司法試験第一次試験の結果

平成13年度司法試験第二次試験結果について

平成13年度司法試験第二次試験の結果〔速報〕

平成13年度司法試験第二次試験論文式試験の結果

平成13年度司法試験第二次試験短答式試験の結果

平成13年度司法試験第二次試験の出願状況等について

平成13年度司法試験第一次試験の結果

(2) 改訂したもの

司法試験受験案内

(3) 前年度から引き続いて掲載しているもの

司法試験受験案内

司法試験Q & A

- ・ 司法試験とは？
- ・ 司法試験に合格すれば裁判官，検察官，弁護士になれるのですか？
- ・ 第一次試験はどのような試験ですか？
- ・ 第一次試験が免除になるのは？
- ・ 第一次試験の受験手続は？
- ・ 第一次試験に合格すると？
- ・ 第二次試験はどのような試験ですか？
- ・ 第二次試験の受験手続は？
- ・ 出願後に住所等が変更になった場合の手続は？
- ・ 短答式試験はどんな試験？

- ・ 短答式試験で注意することは？
- ・ 論文式試験はどんな試験？
- ・ 論文式試験で注意することは？
- ・ 口述試験はどんな試験？
- ・ 口述試験で注意することは？

平成12年度司法試験第二次試験結果

平成12年度司法試験第二次試験の結果 [速報]

平成12年度司法試験第二次試験論文式試験の結果

平成12年度司法試験第二次試験短答式試験の結果

平成11年度司法試験第二次試験結果

4 指標に対する調査結果

(1) 司法試験に関する情報を掲載したホームページのアクセス件数

司法試験関係の情報が掲載されている「資格試験・採用試験ページ」の平成13年度アクセス件数は、446,721件であり、同年の法務省ホームページの総アクセス件数、1,775,006件の約25.2%であった。

なお、平成12年度のアクセス件数については、「資格試験・採用試験ページ」についてアクセスカウンターを設けていないため、調査不能であった。

(2) 司法試験第二次試験短答式試験の合格発表日の合格掲示場所への来場者数の推移

東京都における合格掲示場所の旧法務省祝田橋庁舎掲示板への来場者数

年 度	合 格 発 表 日 時		試験発表日の合格掲 示場所への来場者数
	掲 示	インターネット	
平成12年度	平成12年6月1日(木)		約3,700人
	16時00分	16時00分	
平成13年度	平成13年6月1日(金)		約3,000人
	16時00分	16時30分	
平成14年度	平成14年6月5日(水)		約1,900人
	16時00分	16時30分	

(3) 対象年度内に司法試験に関し寄せられたEメールの内容等

下表は、年度内に寄せられた全61件のEメールの内容を要約し、列挙したものである。

その内容について類型化すると、照会41件、要望16件、意見4件であり、照会のうち、26件は、ホームページにより情報提供がなされている事項に該当するものなので、同ホームページの掲載場所を紹介することにより対応したが、その後、同一人から同内容の追加照会はなされなかった。

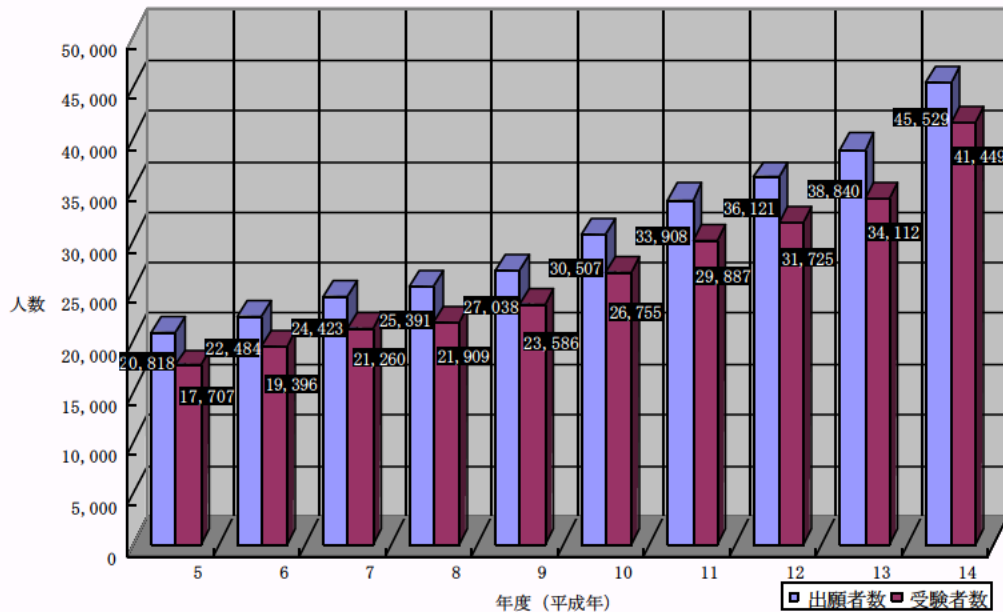
月	日	Eメールの内容
3	30	第二次試験短答式試験問題の掲載予定について(照会)
4	5	過去問題の一部掲載許可について(照会)
4	8	第一次試験免除の可否について(照会)
4	15	海外在住者の受験の可否について(照会)
4	16	前科前歴を有する者が受験した場合の可否の影響について(照会)
4	25	第一次試験免除の可否について(照会)
5	3	第二次試験短答式試験問題及び配点等の公表について(照会)
5	13	第一次試験の免除要件について(照会)
5	13	試験中の耳栓使用を禁止した理由について(照会)
5	13	試験会場での不正行為の発見等について(耳栓使用者)
5	14	試験中における監督官の私語の自粛について(要望)
5	14	試験問題公開の方法について(要望)
5	15	論文試験用答案用紙の公開について(要望)
5	15	試験中における監督官の私語の自粛について(要望)
5	17	第一次試験の実施予定について(照会)
5	23	第一次試験免除の可否について(照会)
5	27	現行の司法試験制度(合格枠制)について(要望)
5	27	第二次試験短答式試験解答及び配点等の公表について(照会)
5	28	現行の司法試験制度(合格枠制)について(要望)
5	29	第一次試験免除の可否について(照会)
5	30	第一次試験免除の可否について(照会)
6	4	第二次試験短答式試験の正解の訂正と合格者の追加について(要望)
6	4	第二次試験短答式試験の不合格理由の開示について(要望)
6	5	第一次試験免除の可否について(照会)
6	6	平成12年以前の第二次試験短答式試験解答の公表について(要望)
6	6	第二次試験短答式試験の不合格答案の再確認について(要望)

6	9	現行の司法試験制度（合格枠制）について（照会）
6	1 1	第二次試験短答式試験の試験室の配席及び環境について（要望）
7	3	第二次試験短答式試験の試験室の環境について（要望）
7	2 5	第二次試験論文式試験用法文の購入について（照会）
8	1 8	第一次試験免除の可否について（照会）
9	2 7	第一次試験免除の可否について（照会）
9	2 7	第一次試験の実施予定について（照会）
1 0	3	法令の改正と出題の関係について（照会）
1 0	2 4	第一次試験の実施予定について（照会）
1 0	2 7	合格枠制の適用について（照会）
1 1	2	第一次試験免除の可否について（照会）
1 1	6	昭和55年以降の試験結果について（照会）
1 1	9	今後の試験制度について（照会）
1 1	1 0	第一次試験免除の可否について（照会）
1 1	1 2	平成12年度第二次試験論文式試験における過誤について（照会）
1 1	1 5	第一次試験の実施予定について（照会）
1 1	2 0	平成8年以降の試験結果等について（照会）
1 1	2 5	第一次試験免除の可否について（照会）
1 1	2 8	友人の試験の合否について（照会）
1 1	3 0	平成14年度司法試験の日程等について（照会）
1 2	1	第一次試験免除の可否について（照会）
1 2	3	試験室の環境について（要望）
1 2	4	論文式試験法文に登載される法令の一部削除について（意見）
1 2	6	障害者が受験する場合の取扱いについて（照会）
1 2	1 3	過去に前科前歴等不良行為を有する者が受験した場合の合否の影響について（照会）
1 2	2 0	法律が改正された場合の試験問題に及ぶ影響について（照会）
1	5	過去の試験結果の公表について（要望）
1	6	第一次試験免除の可否及び法科大学院の受験資格について（照会）
1	2 5	過去の論文式試験結果の公表について（要望）
1	3 0	現在の司法試験制度について（意見）
2	5	障害者が受験する場合の取扱いについて（照会）
2	9	第一次試験免除要件について（照会）
2	2 2	第一次試験の廃止について（要望）
3	1 4	出願後、住所を変更した際の取扱いについて（照会）
3	2 2	出願時の試験担当職員の対応について（意見）

(参考) 司法試験第二次試験出願者数等の推移

次表のとおり、平成14年度司法試験第二次試験の出願者は、45,529人、例年実際の受験者は出願者を10数%下回るが、本年度の受験者は、出願者の91%の41,449人であった。本年度の出願者数を昨年度と比較すると、6,689人、率にして17.2%増加している。また、受験者数は、昨年度と比較して、7,337人、率にして21.5%の増加となっている。出願者数と受験者数は、平成6年度以降増加傾向にあり、本年度の出願者数は、全国大学法学部の入学定員数に匹敵するものとなっている。

司法試験第二次試験出願者等の推移



5 平成13年度施策・事業の評価

(1) 司法試験出願者の増加の要因についての考察

平成14年度司法試験第二次試験の出願者の増加の要因としては、平成15年度をもっていわゆる合格枠制（丙案）の廃止が決定されたことにより、平成14年度からは受験年数を考慮する必要がなくなったことが挙げられ、これにより、従来受験年数を意識して受験を控えていた在学生の出願が増加したものと推測される（前記4（参考）参照）。

事実、合格枠制における初回受験者は、制度開始の平成8年度及び同9年度は、5,000人台、同10年度から同13年度までは、7,000人台と横ばい状態が続いていたが、本年度は、約12,300人と、前年度を約5,300人上回る急激な増加をしており、これはいうまでもなく、合格枠制廃止によるすべり込み受験や試し受験が増加しているためであると考えられる。

また、現大学3年生にとっては、卒業する平成16年4月から法科大学院が始動する予定とされていることから、在学中合格を目指して3年から現行試験を受験したことも考えられるが、合格枠制がスタートした平成8年度からわずか6年間で受験者が約2万人増と倍増していること、一昨年度からわずか2年間で1万人も増加していることを考えると、単に合格枠制廃止等の要因のみでは説明できず、法曹志望者の層が総体として増加していると思えるを得ない。その背景には、本年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画で、法曹人口を大幅に増加させるため、司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度、同16年に1,500人程度に増加させるため所要の措置を講じ、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年

ころには年間3,000人程度とすることを目指すこととしており、国民の司法制度改革審議会における改革論議を通じた司法への関心の高まり、法科大学院を中核とする法曹養成制度改革、とりわけ今後の司法試験合格者の増員への期待が、大きな背景になっていると考えられる。

このような情勢のほかにも、近年団塊ジュニアが受験世代を迎えていること、法律選択科目の廃止などの司法試験制度改革により受験者の負担の軽減が進められていること、及び景気の低迷により就職状況が厳しいことから、独立開業できる資格試験等を受験する者が増えていると思われることなども、司法試験出願者の増加の要因として考えられる。

(2) 施策・事業の実施に伴う効果

国民の司法試験に対する関心及び出願者数については、前記(1)のような各般の事情が複雑に絡み合っていると考えられるが、平成14年度の出願者数は、前年度に比し近年にない大きな伸びを示しており、司法試験に対する国民の関心はますます高まっている状況がうかがえ、平成13年度の司法試験関係の情報が掲載されている「資格試験・採用試験ページ」のアクセス件数においても、446,721件で、法務省ホームページの総アクセス件数の約4分の1を占めた(前記4(1)参照)。

一方、前記4(2)表のとおり、ホームページで合格発表の情報提供を行ったことにより、合格発表日に合格掲示場所へ足を運ぶ受験者等は年々減少しており、平成14年度においては、2年前の約半数にまで減少した。他方、試験合格発表時にホームページに多数のアクセスが集中したため、アクセスが不能となり、一時的に情報提供が滞る事態が発生した。このことから、合格発表情報を入手する方法として合格掲示場所への来訪に加えてホームページを閲覧するという選択肢を設けたことにより、前者よりも後者を選択する者が増加したと考えることができ、ホームページによる情報提供が、合格掲示場所への来訪よりも、利用者の利便性に適していることの結果であると考えられる。

また、前記4(3)記載のとおり、年度内に司法試験に関し寄せられたEメールは、全61件で、その内訳は、照会41件、要望16件、意見4件であり、照会の3分の2については、ホームページの掲載場所を紹介回答することにより対応可能な内容であり、その後、同一人から同内容の追加照会もなかったことから、国民のニーズにも適合しつつあると思われる。

その他、インターネットによる情報提供の副次的な効果として、電話による照会者等に対し、ホームページを紹介することにより、次の事項についても達成が可能となった。

電話対応では困難な膨大な情報の提供(過去の試験問題、解答の提供及び受験案内の交付については、照会者負担による郵送又は手交の方法により小冊子の交付のみであったが、同案内を掲載することにより、照会者の負担を軽減)。

夜間・休日等司法試験事務担当職員の勤務時間に拘束されない司法試験に関する情報の提供。

口頭による情報提供に伴う電話対応による齟齬の解消。

電話対応内容の簡略化。

(3) 改善を要する事項

今後、法務省としての課題及び改善を要する事項は、同ホームページの音声対応措置等、障害者に対するバリアフリー化のための改善が必要であるほか、前記のとおり試験合格発表時等、ホームページに多数のアクセスが集中した場合、アクセス不能となり、情報提供が滞る事態が発生するため、その回避の方策を検討する必要がある。

<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>ホームページのアクセス件数を増加させる方策として、可能な限り多くの文書にURLを表示することとし、本年7月20日及び21日に実施した第二次試験論文式試験会場に掲示した試験日程及び試験室表示等の掲示物にURLを表示した。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>(1) ホームページの音声対応措置等、障害者に対するバリアフリー化のための改善方策の検討。</p> <p>(2) ホームページに多数のアクセスが集中した場合、アクセス不能となり、情報提供が滞る事態が発生するため、その回避の方策の検討。</p> <p>(3) 評価指標を数値化して、明確にする観点から、司法試験に関する情報が掲載されているホームページ固有のアクセス件数取得のための整備。</p> <p>(4) 受験票にURLを表示することについての検討。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備考</p>	

政策所管部局	官房司法法制部	評価実施主体	官房司法法制部
施策等の名称	司法制度改革の推進		
目 標	国民のニーズに応え得る司法制度改革（司法試験改革を含む。）を実施する。	指 標	実施状況
基本的考え方	<p>21世紀の我が国社会では、社会の複雑・多様化、国際化等に加え、規制緩和などの改革により、社会が「事前規制型」から「事後監視型」に移行するなど、社会の様々な変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられる。そこで、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができるなど、社会のニーズに的確に応え得る司法制度を構築することが必要である。</p> <p>平成11年7月、内閣に司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する機関として、司法制度改革審議会が設置されたので、司法制度を所管する部局として同審議会における調査審議に対し最大限の協力を行う。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	平成13年6月に司法制度改革審議会意見が出され、同年11月に成立した司法制度改革推進法に基づき、同年12月、司法制度の改革と基盤の整備を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に司法制度改革推進本部が設置された。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 内閣に設置された司法制度改革審議会において調査審議等が行われることとされているため、あらかじめ数字目標・指数を設定することにはなじまない。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 司法制度改革審議会の求めに応じ、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を行った。</p> <p>4 評価 平成13年6月に司法制度改革審議会意見が出され、同年11月に成立した司法制度改革推進法に基づき、同年12月、司法制度の改革と基盤の整備を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に司法制度改革推進本部が設置された。今後は、司法制度改革推進本部を中心として、3年以内を目途に具体的な法令案の立案等が進められていくこととされている。</p>		
評価結果に基づく措置状況	<p>1 講じた措置の内容及び時期 平成13年12月、司法制度の改革と基盤の整備を総合的かつ集中的に推進するた</p>		

め、内閣に司法制度改革推進本部が設置された。

2 今後の予定

今後は、司法制度改革推進本部を中心として、3年以内を目途に具体的な法令案の立案作業等が進められていくこととされているので、司法制度を所管する部局として同本部における検討に対し最大限の協力を行う。

3 その他

特になし。

備 考	
------------	--